



てまいりました。そして、民間ならではの経営ノウハウや高い技術力を効果的に生かした効率的な事業運営によって、地方自治体や住民に効率的、安定的なサービス提供を可能にするものと思つております。

今回のコンセッション方式は、PFI事業のコンセッション方式だけではなくて、やはりいろいろな事例を、我々、しっかりと問題点、課題を把握した上で、公共団体が、水道事業としての位置づけを維持しながら、厚生労働大臣の許可を受け水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入しましたが、いろいろな事例を踏まえて、海外の事例も踏まえて、問題が起らないように我々仕組んでおります。

そして、海外企業にというようなお話は、全く私は当たらないと思います。

○尾辻委員 大臣、外資系企業をもうけさせるためのものではないですかということについて、お答えいただければと思います。

○根本国務大臣 そのようなことは全くありません。

○尾辻委員 いや、これは全くないと言つていいんですか。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

企業以外にコンセッション方式をとれそうな企業があるのか、教えてください。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

国内、海外も含めて、実績という意味ではございませんけれども、浄水場の運転とか、一定の委託を受けて運営している国内企業はございますので、可能性ということであれば、決してないということではないと考えております。

○尾辻委員 大臣、もうけさせるものではないと言つて本当に大丈夫なのか、もう一度お聞きします。

○根本国務大臣 もうけさせることを目的としたものではないと申し上げました。

○尾辻委員 そうです。目的がそこではなく、結果的にということであればわかりますけれども。

の水が、外資系企業参入によって、本当に安心、安全な水がこのまま確保できるのか、本当に心配しております。

さらに、実はコンセッション方式も本当に大臣で、十月から十一月半ばにかけて入居者六人が相次いで死亡するという痛ましい事件がありました。死亡した六人の方は、いずれも寝たきりにしてさるに、報道では、もうお一人お亡くなりにしておりました。

阪大かなと思うのが、台風二十一号、私、地元が大変な被害を受けました。閑空はコンセッション方式を導入しております。結局、高潮がやってきて、地下にあつた非常用電源が全部だめになつたわけです。三日間、電源が入らない状況になりました。この復旧作業のときに、どこが責任を持つのかということで、運営している企業と、そして管理している国交省の中で、どうするんだということが、これはやはり問題になつたわけです。

コンセッション方式は、災害時に誰が最終的に責任を持つのか。私、この前の衆議院の委員会でも聞かせていただいたように、契約になければやらないというものが民間企業ですから、水が一番大事で必要な水の供給ができるのか、ここもまだまだ疑問が残るところでありますので、ぜひとも審議をしてください。

○大串(正)委員長代理 理事会で協議いたしました。

われは、委員長、理事会の方でもお取り計らいをいたきたいと思います。

○大串(正)委員長代理 理事会で協議いたしました。

これまで、今現在、このような住宅型有料老人ホームで重度の要介護者、どれくらい入居しているのかとか、実態を把握されているのかどうか、そういう調査はあるのか、お伺いしたいと思います。

○大島政府参考人 お答えいたします。

平成二十九年度に調査研究でやつておりますで、住宅型有料老人ホームの入居者の要介護度別割合がございまして、非該当から要支援二までの方、一・二%、要介護一から要介護二、三九・三%、要介護度三から要介護度五、四九・五%となつております。介護が必要となつた場合には、外部の訪問介護等の介護サービスを利用しながら生活を継続することができるようになりますので、自立した高齢者から要介護なつておりますので、自立した高齢者から要介護

の水が、外資系企業参入によって、本当に安心、安全な水がこのまま確保できるのか、本当に心配なつたそうです。

なぜこういうことが起つたかというと、八月、九月に相次いで介護職員八人全員が退職しました、そして二ヵ月間、夜間は施設長がほぼ一人で対応していたということが報道されているわけです。三日間、電源が入らない状況になりました。三十二人、入居者はいらっしゃるということに対応していました。この復旧作業のときに、どこが責任を持つのかということ、運営している企業と、そして

報道によると、夜勤の手当を一円から七千円に下げる提示をしたということと人間関係だとうふうに記者会見では示されたということであります。もちろん、この事案が特異だと言つていいのかどうかということなんすけれども、まず、住宅型有料老人ホーム、これは介護つき有料老人ホームとは違います。住居なんですね。ですので、重度の要介護者が入居するということを想定した設定にはなつていなわけです。

このようなくさんの方が亡くなるなんといふことを二度と起こさないためには、例えば、一定の割合で介護度の高い、重い要介護者が入居しているような場合は、何らか、やはり配置基準を決めなければいけないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○大島政府参考人 今、委員御指摘のとおり、ガイドライン等、都道府県の指針の中、「要介護者等を直接処遇する職員については、介護サービスの安定的な提供に支障がない職員体制」と定めています。

その趣旨は、一般的に住宅型有料老人ホームにおいて提供される介護サービスは、外部の訪問介護ですとかデイサービス、こういったものを利用することを基本としていまして、ホームは、その補完として、介護保険によらない自前の介護サービスを提供する場合が多い状況になつていて、それぞれのホームが提供する介護サービスの内容に応じた職員体制の確保を求めていく、そういう状況になつています。

なあ、昨年、老人福祉法を改正いたしまして、有料老人ホームへの、より適切な指導監督ができるようになりますために、これまでの都道府県知事による立入り権限、改善命令でしたが、新たに事業停止命令の権限を加えたところでござります。

○尾辻委員 これは何らか、こういう事件を受け

て、もう少し厚生労働省は対策をしなければいけないと思います。このようなことって、本当に重大なことだと思いますね。

大臣にもお聞きしますけれども、大臣、こういうことを再び起こさないために、対策が必要だと思います。今回このような事件が起つたこと、そして今後に向けて、御所見を伺えればと思いま

す。

○根本国務大臣 委員がおっしゃるとおり、今回の事案、本当に私は重大な事案だと思います。住宅型有料老人ホームに入居している高齢者が適切なサービスを受けながら生活する環境を担保する、これは本当に大事で、重要なことであります。このため、昨年、老人福祉法を改正いたしました。住宅型有料老人ホームを含めた有料老人ホームに対して、都道府県知事に、従来は立入り権限と改善命令のみが付与されておりましたが、新たに事業停止命令の権限を設定いたしました。

今回の事案については、現在、鹿児島県などが立入検査を実施して、利用者に適切なサービスが提供されていたかなどについて調査中であります。厚生労働省としても、引き続き情報把握に努めて、鹿児島県と連携して、適切に対応していくと思います。

○尾辻委員 法改正してもこういうことが起つているわけですから、今の状況ではこれを防げたいと思います。

それで、二ヶ月間も一人で夜勤をするなんというのにはあり得ないわけで、寝つきりの人、これは褥瘡になりますよ。そういう状況が見えなかつたわけですから、これは何らか、しつかりと対策をしていただきたいと思います。

さらに、あともう一問、行きたいと思いますけれども、要支援一、二をめぐる方々の介護サービスが今崩壊をしているという状況にあるのではないかと思います。

きょう、新聞をおつけいたしました。

まず、一ページ目には、毎日新聞の一月のとこ

ろで報道されていますけれども、今、要支援一、二のサービスというのは、市町村事業に移行されました。報酬が低いので、いろんな事業者が今撤退しているんですね。それで、百九自治体が運営難になっているということが、この新聞では報道をされているわけです。

そして、一枚おめぐりをいたしました、「低報酬介護 利用一割」と書いてあります。これは、要支援の方々が、今、新しい方式で介護することになりました、通所と訪問介護。そうしたら、全然それが参入が進まなくて、利用がたつた一割しかないですよということが書かれているわけです。

この事実を把握されているのかどうかというところを聞きたかったんですが、ちょっと質疑時間がないので、こういう事実がある。厚労省とレクをしたときも、同じような事実というものは、資料をいただきました。

私の地元の大阪市もそうなんですけれども、立入検査を実施して、利用者に適切なサービスが提供されていたかなどについていますけれども、厚生労働省としても、引き続き情報把握に努めて、鹿児島県と連携して、適切に対応していくと思います。

○尾辻委員 法改正してもこういうことが起つているわけですから、今の状況ではこれを防げたいと思います。

それで、二ヶ月間も一人で夜勤をするなんというのにはあり得ないわけで、寝つきりの人、これは褥瘡になりますよ。そういう状況が見えなかつたわけですから、これは何らか、しつかりと対策をしていただきたいと思います。

さらに、あともう一問、行きたいと思いますけれども、要支援一、二をめぐる方々の介護サービスが今崩壊をしているという状況にあるのではないかと思います。

きょう、新聞をおつけいたしました。

○大島政府参考人 この要支援一、二の、今、地

域支援事業の関係につきまして、考え方ですけれども、なぜそうしているかということにつきまし

ては、介護人材が減ってきてますので、要支援の方等には介護サービスを効果的、効率的に提供

していこう、そのためには、給付と同様の基準で行われるサービスだけではなくて、基準を緩和し、サービスですとか、住民主体の支え合いのサービスも含めて多様なサービスを充実させていく、そんな考え方であります。

厚労省としても、引き続き調査を行いまして実態を把握していきたいと思いますし、自治体の中ではいい事例もありますので、そうした事例を適切に広げていきたいと思っております。

それから、こういったことについて諮詢会議などで指摘されているということにつきましては、記者会見で骨太の二〇一八の中にございます。介護の軽度者への生活支援サービスについて、給付のあり方を検討する等々記述されております。これを踏まえまして、必要な検討は行つてまいりたいと考えます。

○尾辻委員 これはしつかり厚生労働省として戦つていただかなければいけないと想います。要介護一、二まで、このような市町村サービスになつてしまえば、今でも一割しか利用している人がいないものをやつてしまえば、扱い手はいませんよ。在宅で過ごしてくださいといつても、そのようなことをはつきりと財務省に言わないと、これは日本の介護システムが崩壊します。本当に崩壊すると思います。

ですから、要支援一、二の方々に対して今後どのようにサービスをやりますかというと、やはり、事業者はサービスをやりますかといふと、事実上は一応サービス提供者にはなつていますけれども、もうそういうサービスはできないといふことで、受けないんですよ。

○尾辻委員 これはしつかり厚生労働省として戦つていただかなければいけないと想います。要介護一、二まで、このような市町村サービスになつてしまえば、今でも一割しか利用している人がいないものをやつてしまえば、扱い手はいませんよ。このことをはつきりと財務省に言わないと、これは日本の介護システムが崩壊します。本当に崩壊すると思います。

○西村(智)委員 立憲民主党の西村智奈美です。まず、ちょっと質問、通告していた順番を入れかえまして、学童保育の基準緩和について伺いたいと思います。

○富岡委員長 次に、西村智奈美君。

私が問題にしているのは、この状況で、財務省の審議会は、要介護一、二の方々の生活援助サービスを、同様に市町村事業に移行するという議論がされているわけで、これはもうとんでもないことがあります。

このことをはつきりと財務省に言わないと、これは日本の介護システムが崩壊します。つまりますときに、やはり、時代の流れは分権だけれども、とにかく子供のこと、それから命にかかるところは、しつかりと国として、あるべき基準を示しておかなければいけない。特に学童保育は、異なる年齢の子供たちを多人数、同じ場所で見なければならない、そういう特殊性もあります。だからこそ、人数と要件については従うべき基準とすべきだということで、実はこれは、当時の自民党の先生方からも大分応援の声をいただいて決めたことなんですよ。

導入したものであります。介護が必要な状態となつても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにしていくことが重要であります。

団塊の世代が七十五歳以上となる二〇二五年をめどに、医療、介護、予防、住まい、生活支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムの構築に向けて取組を推進しております。これからも、在宅における高齢者を支えるための取組をしっかりと推進していきたいと思います。

○尾辻委員 時間も過ぎましたので終わりますけれども、きつちりと現状把握してください。そして、要介護一、二が市町村事業に行くなんということがないよう、きつちり厚生労働省として必要な介護サービスはするんだということをお願いをしておきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。